（四国財務局高知財務事務所総務課長）同　片山　久
兼ねて四国財務局高知財務事務所長心得を命ずる
（九州財務局長）同　野島　透
兼ねて九州財務局総務部長事務取扱を命ずる
（福岡財務支局佐賀財務事務所総務課長）同　秋吉　典子
兼ねて福岡財務支局佐賀財務事務所長心得を命ずる
（福岡財務支局長崎財務事務所総務課長）同　山口　弘司
兼ねて福岡財務支局長崎財務事務所長心得を命ずる
（函館税関総務部長）同　矢幅　直彦
兼ねて函館税関長心得を命ずる
兼ねて函館税関調査部長を命ずる
兼ねて横浜税関総務部長兼横浜税関監視部長兼横浜税関業務部長）同　前川　信隆
兼ねて横浜税関調査部長を命ずる
兼ねて横浜税関山下埠頭出張所長事務取扱を命ずる
（大阪税関監視部次長）同　高田　薫
兼ねて大阪税関監視部長心得を命ずる
（長崎税関総務部長）同　秋田　潤
兼ねて長崎税関業務部長を命ずる
（東北財務局理財部検査監理官）同　高桑　信之
（福岡財務支局佐賀財務事務所長）同　青木　広実
金融庁に出向させる（各通）
（函館税関長）同　木村　祐二
環境省に出向させる
（主計局主計監査官）同　平泉　哲郎
（会計センター管理運用部長）同　石川　達也
（東北財務局盛岡財務事務所長）同　今野　信弥
（東海財務局管財部次長）同　野村　武男
（東海財務局岐阜財務事務所長）同　竹村　義弘
（近畿財務局奈良財務事務所長）同　秋田恵美子
（四国財務局松山財務事務所長）同　松浦　章夫
（福岡財務支局長崎財務事務所長）同　甲木　一也
（東京税関税情報監理官）同　篠崎　透
（東京税関調査部総括情報管理官）同　松田　誠司
（東京税関羽田税関支署次長）同　長谷川幹人
（横浜税関調査部長）同　渥美　桂
（横浜税関山下埠頭出張所長）同　関　幸恵
（大阪税関監視部長）同　森下　知信
願により本官を免ずる（各通）
（東海財務局理財部次長兼東海財務局金融商品取引所監理官）同　永野　英行
願により本官を免ずる
東海財務局金融商品取引所監理官兼務を免ずる
（近畿財務局管財部長）同　石原　邦敏
（四国財務局総務部長）同　木浪勇太郎
（九州財務局総務部長）同　山路　和樹
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（北海道財務局金融商品取引所監理官兼北海道財務局証券取引等監視官）同　岩井　正憲
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる
北海道財務局証券取引等監視官兼務を免ずる
（東北財務局福島財務事務所長）同　山崎　秀寿
（四国財務局高知財務事務所長）同　日室　裕二
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（東北財務局秋田財務事務所長）同　南　朝夫
北海道財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（沖縄地区税関次長）同　米井　新一
東京税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（函館税関調査部長）同　斉藤　正明
横浜税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（長崎税関業務部長）同　脇坂　豊
神戸税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（独立行政法人住宅金融支援機構財務企画部長）　藤本　和宏
財務事務官に任命する
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる
（国際局地域協力課地域協力企画官）財務事務官　川島　浩二
任期満了により退職
（北海道財務局旭川財務事務所長）同　小幡　潤
（関東財務局理財部次長）同　木村　毅
（北陸財務局管財部長）同　横山　友治
（東京税関監視部長）同　清水　和男
（東京税関業務部次長）同　内田　幸吉
（東京税関成田航空貨物出張所長）同　土屋　孝子
（横浜税関業務部次長）同　林　平三郎
（横浜税関川崎税関支署長）同　関　政巳
（横浜税関川崎外郵出張所長）同　藤原　文登
（門司税関調査部長）同　野田　辰徳
（長崎税関監視部長）同　松岡　文博
退職
（各通）（以上六月三十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月一日午前十時十二分御出門、第七十回日本芸術院授賞式に御臨席のため、帝国ホテル（千代田区）へ行幸啓、同十一時十四分還幸啓になった。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、山形労働局の関係事業主を代表する者長岡喬の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年７月３日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業主の事業主の団体であって、山形労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成26年７月14日

４　推薦書及び添付書類提出先　山形労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。